

# 令和6年度 君津市立周西中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめの認知について。次の例はいじめになるか。

### 事例

（定期的を実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます】

いじめの定義については変遷があります。児童生徒・保護者・地域等はいじめの定義を平成6年からの定義である

「①自分より弱い者に対して一方的に、

②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、

③相手が深刻な苦痛を感じているもの」と考えているケースが多いです。認識に差があると、学校の指導、生徒の問題行動への反省、保護者の協力等が得られにくくなるので、積極的にいじめの定義については周知していきたいと考えています。

## 2 いじめ問題への基本姿勢

(1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全職員が十分認識する

・「いじめ防止対策推進法」を遵守し、いじめの防止・早期発見・真摯な対応・正確で丁寧な説明に努める。

(2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。

・すべての学校生活において、暴力や暴言を排除するように努める。

・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

・いじめる生徒に対しては、警察等との連携も含め、毅然とした指導を行う。

(3) 生徒一人一人を大切にすること意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する

・教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。

・学習や部活動等の指導において、過度の競争意識・勝利至上主義に偏ることが生徒のストレスを高め、いじめを誘発する危険について十分理解する。

(4) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する

・生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に併せて調査や個別面談・教育相談を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

(5) 「いじめ防止基本方針」が実効性を伴うものとなるよう努める

・「いじめ防止基本方針」をホームページで公表するとともに、学校評価アンケート等で広く意見を求める。

・「いじめ防止基本方針」は「生徒指導部会」が中心となって毎年度末に見直しを行う。

### 3 未然防止への取組み

#### (1) いじめ定義の理解の周知徹底

- ・いじめの定義を全職員、全校生徒に理解させることで、いじめの未然防止につなげていく。

#### (2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- ・月1回、校内研修を行い、教員の授業力を向上させる。
- ・授業を通して生徒の自己有用感を高め、いじめの未然防止につなげる。

#### (3) 道徳教育・人権教育の推進

- ・「人権講話」や道徳の時間・学級活動をとおして「他者を思いやる心」「人格を尊重しあえる態度」を育成する。
- ・LGBTQに関する理解を深めるよう幅広い人権教育を行う。
- ・「命を大切に作るキャンペーン」「いじめゼロ宣言」などで、生徒の自発的な活動を支援し「いじめは絶対に許さない」雰囲気醸成する。
- ・ネットいじめ防止のため、全校集会や技術分野の授業で情報モラル教育を行う。

#### (4) 学級経営の充実

- ・いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているため、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行う。

### 4 早期発見への取組み

#### (1) 日常生活での取組み

- ・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、大人では判断できにくい形で行われることが多いので、朝の短学活や授業等教育活動のあらゆる場において、生徒の些細なシグナルを見落とさないように心がける。
- ・学級活動や教室掲示などでいじめについての相談や通報がしやすい環境を作る。
- ・気になる様子を発見したときは、速やかに担任が保護者に連絡し家庭との連携を図る。

#### (2) いじめアンケートの実施

- ・年3回、いじめアンケート（学校生活意識調査）を実施する。（3学期、2月に1・2年生のみ）
- ・調査は、記入しやすい環境を整え、真実が明らかになりやすいように実施する。
- ・追跡調査については、いじめ被害者の立場で接し、不安感を払拭するよう努める。また、情報提供があったときは情報源に迷惑が及ばないように配慮する。
- ・「インターネット上でのいじめ」の調査項目も設ける。

#### (3) 各種アンケートの実施

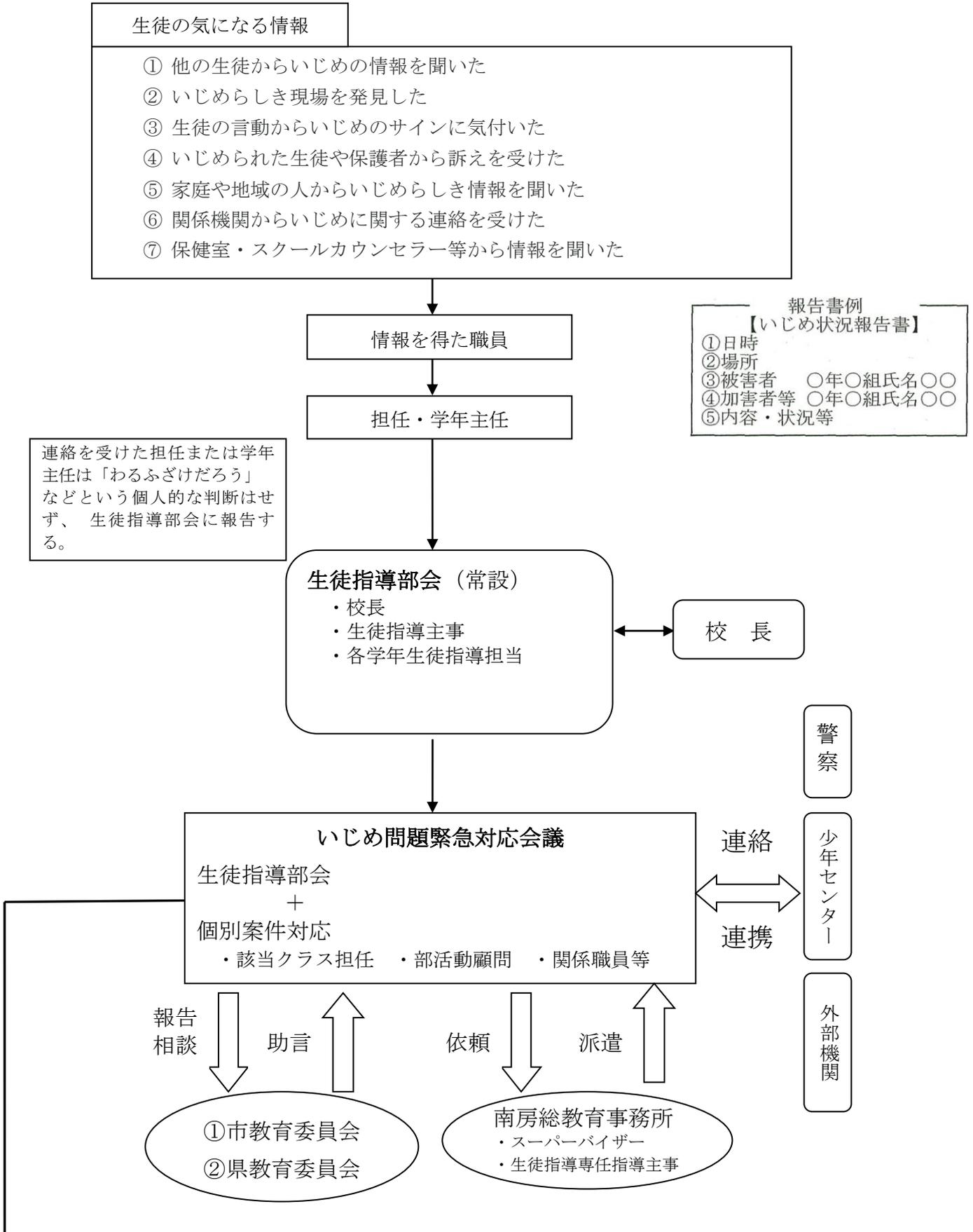
- ・いじめアンケート以外に、各月に1回アンケート形式で生徒の訴え等を把握するために心と体のチェックシートを実施する。

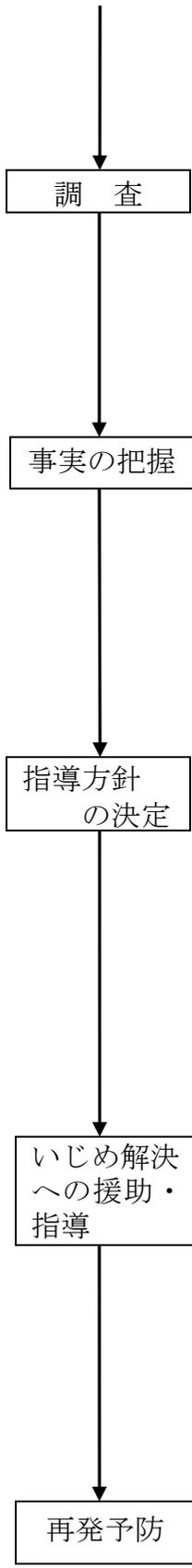
(4) 新型コロナウイルス感染症に関わるいじめに対する対策

・新型コロナウイルスの感染者とそのご家族、またその対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とそのご家族に対する偏見や差別にあたる行為は不適切であり、あってはならないことを周知徹底し、感染症に関わるいじめの未然防止・早期発見に努めていく。

5 組織的な取組と重大事態への対応

(1) 対応マニュアル





**いじめられている生徒への対応**

- ①いじめられている生徒を守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師・養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ②決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④いじめた生徒を謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

**いじめている生徒への対応**

- ①いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ②いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑤十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめている生徒に対する特別指導や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。

**いじめられている子どもの保護者への対応**

- ①いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ②家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

**いじめている子どもの保護者への対応**

- ①いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせると同時に、いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示す。
- ②家庭において、自分の子供が抱えている問題点があるかをきちんと見きわめ、親子で向き合って話し合い、理解し合うよう指導助言する。
- ③子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。
- ④いじめは人間として決して許されない行為であるとういことを十分に言い聞かせてもらうよう要請する。
- ⑤必要に応じて教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。

## (2) 重大事態の基準

次に掲げる事態を言う。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、「相当期間」とは、年間30日を目安とするが、事案により迅速に対応することが必要である。

## (3) 重大事態が発生した場合の連絡先

- ア 重大事態が発生した場合は、いじめ問題緊急対応会議を組織し、状況確認後速やかに市教育委員会→県教育委員会の順に報告する。

君津市教育委員会学校教育課（0439-56-1406）

学校安全保健課学校危機管理（043-223-4090）

指導課生徒指導室（043-223-4054）

- イ 必要に応じて警察等関係機関に連絡する。

君津警察署（0439-54-0110）

君津児童相談所（0439-55-3100）

内房少年センター（0438-25-9750）

## 6 いじめの理解

### (1) 具体的ないじめの態様

（文科省「いじめの防止等のための基本的な方針より」）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (2) いじめ発見のポイント

#### ○短学活時

- ・遅刻、欠席が増える
- ・表情がさえず、うつむきがちになる
- ・出席確認の声が小さい

#### ○授業開始時

- ・忘れ物が多くなる
- ・用具、机椅子等が散乱している
- ・一人だけ遅れて教室に入る
- ・席を変えられている
- ・周囲が何となくざわついている

#### ○授業中

- ・正しい答えを冷やかされる
- ・グループ分けで孤立することが多い
- ・発言に対し、しらけや嘲笑が見られる
- ・保健室によく行くようになる

#### ○休み時間

- ・一人でいることが多い
- ・訳もなく階段や廊下等を歩いている

#### ○清掃時

- ・目の前にゴミを捨てられる
- ・サボることが多くなる
- ・最後まで一人でする
- ・人のいやがる仕事を一人でする
- ・机や椅子がぼつんと残る

### (3) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

- ・衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。

- ・教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- ・投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

#### (4) 学校へのいじめ相談・通報先

学校電話番号 0439-52-1517

連絡先 ・君津市立周西中学校 校長 平野 利之 教頭 松本 祐滋  
 ・生徒指導主事 若林 昌吾 ・養護教諭 和田 由美 ・各学級担任

## 7. 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	月～金（祝日除く）9：00～21：00 ※いじめ相談は24時間受付
千葉県警察少年センター	043-201-1308	月～金（祝日除く）8：30～17：00
君津児童相談所	0439-55-3100	月～金 9：00～17：00
南房総教育事務所（相談専用）	0438-20-3396	月～金（祝日除く）9：00～16：30
木更津市まなび支援センター	0438-22-4152	月～金 9：00～16：30

平成26年 4月 3日作成  
 （平成27年 4月 1日一部改正）  
 （平成30年 3月31日一部改正）  
 （令和 2年 3月31日一部改正）

〔中学校用〕

## 「いじめ」の実態把握アンケート（ 学期）

周西中学校では、いじめのない、明るく楽しい学校を目指しています。このアンケートはみんなが安心して楽しく生活できるようにするためのものです。このアンケートに書かれた情報は大切に守られます。安心して正直に書いてください。

実施日 令和 年 月 日

年 組 番 氏名

### <いじめの定義>

『生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。』  
※ 起こった場所は学校の内外を問いません。

- 1 令和 年 学期の中で「いじめ」を受けたことがありますか。「はい」か「いいえ」を○で囲んでください。

はい                      いいえ

「はい」に○をつけた人は以下の 2 から順に質問に答えてください。

「いいえ」に○をつけた人は 5 の質問に進んでください。

- 2 いつごろ、誰からされたのかを書ける範囲で書いてください。

(いつ)

(誰から)

- 3 そのいじめの内容で当てはまることに○をつけてください。（複数可）

(1) 冷やかしやからかいを受けたり、悪口やおどし文句、嫌なことを言われたりする。	
(2) 仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする。	
(3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。	
(4) ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。	
(5) お金や品物をもってこいと命令される。	
(6) お金や品物をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	
(7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	
(8) インターネットを通じて、悪口や評判を落とすことを書き込まれる。	
その他	

- 4 その「いじめ」は現在も続いていますか。「はい」か「いいえ」を○で囲んでください。

はい                      いいえ

- 5 あなたは上記のようないじめを見たり聞いたりしたことはありますか。「はい」か「いいえ」を○で囲んでください。

はい                      いいえ

- 6 その他（困っていることや悩んでいることがあったら書いてください。）

--